

元国税調査官のひとりごと

平成27年6月30日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今回のFAXニュースは、昨年10月に入社した税理士の井脇隆行が担当させていただきます。

今回のテーマは「税務調査」です。

3ページと長くなりましたが、何とぞおつきあい下さい。

1【プロローグ】

私は元国税調査官です。

現在は久納会計事務所で180度立場を変えて、経営者の目線で企業の税務顧問・税務調査対応にあたっています。

国税調査官時代は、名古屋国税局に入局し、査察部及び法人課税部門に所属しました。

この間に企業の税務調査を200件以上担当し、申告書処理実績は延べ10,000件を超えております。

久納会計以前の会計事務所の経験を含め、税理士の中でも税務調査の経験は多い方だと自負しています。

私は普段税理士として多くの経営者の方とお話をさせていただく機会があるなかで、よくご質問いただくのが「税務調査ってどんなものなのですか?」というものです。

多くの経営者の方が「税務調査」を不安に感じられています。

その不安の一番の原因は「税務調査がどんなものかイメージできないから」ではないでしょうか?

会社の経営者や、個人で事業を行う方が避けては通れないもの、それが「税務調査」です。

いずれ受けることになる「税務調査」というものに対して必要以上の不安を感じないためにも、税務調査に対する正しいイメージ

を持っていただき、安心して経営に取り組んでいただきたいと思います。

2【税務調査の概略】

【1】誰もが持つ税務調査のイメージ

「税務調査」というと、どんなイメージを抱きますか?

「怖い」「お金を取られる」「税務署職員が踏み込んでくる」そんなイメージが一般的な税務調査のイメージではないでしょうか。

一昔前になりますが、伊丹十三監督が「マルサの女」という映画を作り、大ヒットしました。

国税局査察部、通称「マルサ」に勤務する女性の活躍を描いた映画です。

この映画の中では、宮本信子演じる主人公が脱税を摘発するためにゴミ袋の中を漁ったり、朝一番からガサ入れをしたり、はたまた本棚をひっくり返したりしています。

こんな調査ばかりだったら、税務調査って本当に怖いですね。

【2】本来の税務調査の実態を知る

しかし、安心してください!

実際の税務調査の99%はこのような調査ではありません。

「税務調査」と一口で言っても何種類もの調査方法があるのです。

マルサの女のように有無を言わずに踏み込んでくる調査は「強制調査(査察調査)」と言われ、巨額で悪質な脱税を摘発するために裁判所の発行する捜査令状を持ってやってきます。

国税庁のHPによると平成25年のマルサの査察は全国で185件です。全国で行われる税務調査全体の割合から言うと1%もありま

せん。ただし、マルサの査察が入ると約64%が「告発」されます。（5年前は75%でした。）

つまり脱税事件として刑事告訴されるのです。

1件あたりの平均脱税額も9,900万円となり、相当に巨額で悪質な案件が多いことがわかるかと思えます。

こういった「強制調査」に対して、通常の税務調査は「任意調査」と言われます。

「強制」ではなく、あくまで納税者の「任意」に基づいて行われます。

「任意」とは言っても、現実には断ることはできません。

ですが、強制調査のようなムチャな調べ方はされません。（まあ、紳士的でない態度を取る税務署職員も結構いるようですが・・・）

税務調査の方法は、税務署の職員が事務所に来て、帳簿書類を調べて申告が正しかったかどうかを確認するのが一般的です。

上記のように税務調査は大きく2種類に分かれます。

重複しますが、「強制」はもとより、「任意」であるにしろ断ることはできないので、税務署から調査依頼があったときは諦めて税務調査を受けるしかありません。

【3】税務調査は過去何年分まで？

では、税務調査では過去何年分を調査されるのでしょうか？

通常は過去3年分です。

ですが、不正行為があった場合などは最大7年前まで遡られることがあります。ですから、「もう昔のことだから」と安心はできないのです。

ただ7年間遡られるのは相当悪質な不正があった場合で「普通は3年、悪くて5年、最悪7年」というのが実情です。

税務調査は「正しい経理が行われているかどうかの確認」が建前ですが、実際は「税金を取ろう」とする調査官が多いのが実情です。

その理由の1つは、手柄（否認金額を多く取ること）を立てた調査官は税務署内で評価が高くなり、その結果、出世する可能性が高いからです。

調査官に「ノルマ」はないのですが、手柄が多い人が出世するので、結果的には調査官は数字に追われているのです。

調査官もサラリーマン。

家に帰れば奥さんも子供もいるのです。

生活のために出世しないとイケない。

そのためには税金を取って帰らないとイケないというわけです。

これが調査の現実です。

どうでしょう、税務調査が少しイメージできたのではないのでしょうか？

3【税理士は会社の味方か？税務署の味方か？】

「税理士は税務署と戦う」

当然、社長のみならず、皆様の認識では税理士は自分の味方だと考えているでしょう。

だからこそ顧問料を支払って、税理士に依頼しているのだと思います。

【1】税務署と戦えない税理士が多い！

—————ところが！

残念ながら全ての税理士が税務署と戦ってくれるわけではないのです。

それどころか、税務署の言いなりになるような税理士が、世の中には意外と多いのです。

① 気が弱い税理士

② 税務署と戦うエネルギーがない税理士

③ 税務調査経験が少なくてノウハウを持っていない税理士

④ 論理的な交渉術を持っていない税理士

⑤ 最新の税法知識を身につけていない税理士

⑥ 顧問先のことを真剣に考えない税理士

上記のような「税理士」もいるというのが実情です。

税理士になろうという人のなかには、「自分は営業など人と付き合うのが苦手だから、

税理士の資格で食べていこう」という「保守的」な考えで目指す人が多いようです。

又、税理士法という法律では「中立な立場で税金の計算をし、申告書を作る」のが税理士の役割とされています。その中では税務調査で納税者側に立って戦うことは、求められていない事も上記の税理士が存在する原因の1つではないかと思えます。

そんなわけですから、いざ税務調査になるとまったく頼りにならなかつたという話は、よく聴く話です。

すぐに顧問先に修正申告を勧め、中には税務調査に立ち会わない税理士もいるそうです。

同じ税理士として、恥ずかしくもあり、情けない話です。

私たち久納会計事務所はとことん戦います。

【2】本当の税理士の力量とは？！

上記のような「戦う意思」という要因以外にも、税務調査の結果が税理士の対応次第で変わることもあります。

それは「税法」という法律の性質によるものです。

税金の世界は「グレーゾーン」が非常に大きい世界です。

すべての取引が税法で定められているわけではなく、解釈によっては「白」「黒」が入れ替わるような「グレーゾーン」が広大に広がっています。そのグレーゾーンの取引をいかに「白」に近づけるか。それが税理士の力量なのです。

とは言っても、大声でどなれば税金が安くなるというわけではありません。

調査されるポイントを事前に予想し、その対応策として必要な書類などを揃え、論理的に強く主張して交渉する。

そういった交渉力や論理力が税務調査では求められます。

そして、税務調査も日々進歩しています。

たとえば一昔前であれば社長のパソコンまで調査されることはありませんでした。

しかし、最近は普通に調査されます。

メールをプリントアウトさせられることも珍しくありません。

最近使ったファイルを確認することも増えてきました。

調査対策として、前の日に昔の請求書などを作り直したりしていたら、ファイルの日付を見られて、一発で分かります。

こういった最新の調査の経験や調査対応のノウハウをいかに多くもっているのか、その経験やノウハウから事前にどれだけ調査に備えた準備ができているか、これも調査の実地では非常に重要な税理士の力量の要素です。

実際にお客様に税務調査が入るときには、事前に時間をいただいて全ての資料を洗い直し、調査に備えます。

社長には当日の流れを説明し、少しでも不安を和らげるように事前にシミュレーションなども行うこともあります。

そして正確なイメージを持って、安心して税務調査当日を迎えていただくのです。

4【終わりに】

税務調査に対するイメージはできましたでしょうか？

税務調査は決して怖いものではありません。

ですが税務調査は避けられないものです。普段からいかに税務調査を想定して、きちつとした経理をしているか。

そのうえで、税理士が税務調査のときに税務署と戦ってくれるか。

これが元税務署員である私の出した「最高の税務調査対策」です。

今後は、私の豊富な税務調査対応ノウハウで税務調査からお客様をお守りする所存でございます。なにとぞよろしく願いいたします。